

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
環境影響評価方法書に係る
審 議 資 料

令和8年4月27日

目 次

○検討事項一覧	2
○審査経過等整理票	4

検討事項一覧

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書

令和8年度第1回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
0 事業内容		
0-1	CO ₂ 排出量の増大に対する緩和の見通しについて	R7⑦
1 大気質		
1-1	船舶由来の二酸化硫黄について	R7⑧
2 騒音		
3 振動		
4 悪臭		
5 その他(大気環境)		
6 水質		
7 底質		
8 地下水		
9 その他(水環境)		
10 地形及び地質		
11 地盤		

検討事項一覧

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書

令和8年度第1回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
12 土壌		
12-1	高濃度の汚染土壌の取扱いについて	R7⑦
13 その他(その他の環境)		
14 重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く)		
15 海域に生息する動物		
16 重要な種及び注目すべき群落(海域を除く)		
17 海域に生育する植物		
18 地域を特徴づける生態系		
19 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観		
20 主要な人と自然との触れ合いの活動の場		
21 産業廃棄物		
22 残土		
23 二酸化炭素		

審査経過等整理票

〔(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書〕

令和8年度第1回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> トランジションの手段としての位置づけとのことだが、新たにCO2排出量が増大することに対して、今後全体でどう緩和する見通しなのか示してほしい。 <p>(検討事項)0-1 CO2排出量の増大に対する緩和の見通しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> CO2の緩和の見通しについて、今後、準備書に記載するということで、ありがとうございます。やはりCO2増大について、全く白紙という計画もいかなものかと思う。ぜひ準備書の方に記載してほしい。 	<p>R7⑥ 口頭</p> <p>R7⑦</p>	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラル化の取り組みについて、現時点で決まっているものはない。CCSや燃料としての水素の導入をはじめ、技術進展および経済性を踏まえて、2050年カーボンニュートラルに資する様々な手段を検討したいと考えている。 脱炭素化に向けた天然ガスと水素の混焼発電やCCS等の採用について、水素やCCS等の技術進展や経済性を踏まえて時期や内容について検討し、見通しを準備書以降の図書に記載することを説明した。 	<p>検討事項 (0-1)</p> <p>指摘事項 答申 (総括)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 要望として、袖野委員から御指摘があり御回答があった部分、検討中とのことだが、エネオスグループのカーボンニュートラル基本計画との整合性を本事業によってどう図っていくか是非評価書段階ではそれを明らかにしてほしい。 			<p>指摘事項 答申 (総括)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 浚渫による影響が異なってくるため、どれぐらいの深さ、もしくは、どれぐらいの量が想定されるかを教えてほしい。 はっきりと決まっていなかった場合には、今後の準備書段階においても、明確にしてほしい。 まだ想像つかないが、さほどの量にはならないであろう、もしくは浚渫しなくても済むかもしれないどうか。 浚渫する場合には、ボリューム的なものと、さらったものをどこに持っていくのか、どう処分するのも含めて、準備書で明確にしてほしい。 	<p>R7⑥ 口頭</p> <p>R7⑥ 口頭</p> <p>R7⑥ 口頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な工事計画は未定であるが、現状、10メートルを少し切るぐらいの水深で、恐らく岸壁からの輸送の時に足りるかなと思っているぐらいのレベルであるので、浚渫でさらったとしても、数十センチメートルから1メートル程度と想定している。 現時点では浚渫を行うかどうか分からないが、やるとなれば準備書の時に、浚渫の量も含めて、きちんと予測評価をしたい。 承知した。 	<p>指摘事項 答申 (個別(1))</p>

審査経過等整理票

〔(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書〕

令和8年度第1回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械の稼働に船舶を含むのであれば、環境要素に二酸化硫黄が加わってくるべきではないか。 ・ 2020年1月から船舶燃料油硫黄分規制が始まって確かに硫黄分は少なくなったが、対策すれば予測を不要とするのではなくやはり実施すべきではないか。 <p>(検討事項)1-1 船舶由来の二酸化硫黄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の事業は、手引の対象になっているか、もしくは手引に則って環境影響を評価する計画になっているのか、そこを確認したい。 ・ 分かった。これでよろしいかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> R7⑥ 口頭 R7⑥ 口頭 R7⑧ R7⑧ 口頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶の予測評価ということで、二酸化硫黄が必要なのではないかという意見について、何年からというのは失念してしまっただが、船舶の燃料の硫黄の成分が非常に低くなっているというのが制度的に運用されているため、今回船舶の二酸化硫黄の影響に関しては選定していない。 ・ 持ち帰り検討する。 ・ 本事業内容は「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和7年2月経済産業省)において示されている、一般的な事業の内容と同様であると考えている。この手引に則って建設機械の稼働に伴う硫酸化物を評価項目に選定していないことを説明した。 ・ 本事業については、法対象事業に該当するため、発電所アセス省令やその手引に記載の考え方に則って評価項目を選定することが、基本的な法対象事業のプロセスと考えている。このプロセスで評価項目を選定することについては今回の方法書の第6章にも記載している。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討事項 (1-1) 確認事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浚渫の話があったが、浚渫する場合はおそらく台船というか船を用いて浚渫の工事をすると思うので、その際には大気質の予測も必要になってくるのではないかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> R7⑥ 口頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浚渫の台船と作業船についても、建設機械の稼働ということで作業船等があるため、そちらも排出量とかを含めて加味をして予測、評価することを予定している。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認事項

審査経過等整理票

〔(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書〕

令和8年度第1回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<p>資料2-2の28ページで土壌汚染の形質変更時要届出区域がどこにあるかかということが書かれていて、恐らく今回、真ん中の白い部分はまだ調査がされていない部分ということかと思うのだが、その箇所はこれから調査するのか。</p>	R7⑥ 口頭	<p>白い部分については他事業者の発電所や事業所がある区域であり、本事業においてこの区域での工事や土壌の移動はない。</p>	確認事項
<p>気になったのは、今回のくらい土を触れるのかと、金属類とかで含有量基準も超えているため、かなり高濃度の汚染があるのでないかと想定しているが、その取扱いには十分注意してほしい。 濃度が3桁、4桁を超えるような非常に高濃度の土壌汚染がもしあると、周辺や水域の汚染というのが懸念される状況なのか。</p>	R7⑥ 口頭	<p>地権者からの聞き取りによると、本事業の対象事業実施区域全域で土壌汚染状況調査が実施されており、区域指定されているところ以外は汚染がないこと、第二溶出量基準不適合のところは、現在、既存のタンクや配管等が残っているため、土壌採取・分析ができなかったところであり、第二溶出量基準超過とみなして区域指定を受けていると聞いている。 ここは実際のところは調査しないとどれくらいの濃度かはわからないが、いずれにしても本工事においては、土対法に基づいて適切な施工法を設定した上で工事を進め、取扱いに注意したいと考えている。</p>	検討事項 (12-1)
<p>(検討事項)12-1 高濃度の汚染土壌の取扱いについて</p>	R7⑦	<p>川崎市の形質変更時要届出区域台帳の図を示し、1区画で水銀及びその化合物の溶出量が第二溶出量基準に適合していないこと、試料採取を省略したことにより区域指定された土地があることを説明した。 また、工事にあたっては土地賃借時の区域指定状況に応じて土壌汚染対策法に基づく届出を行うこと、周囲への汚染拡散や水域の汚染などがないように適切に工事を行うことを説明した。</p>	
<p>土壌汚染対策法に基づいて適切に対応するというので良いと思う。 測定結果の図等を確認し、比較的高濃度の箇所が限定されていて、基準の10倍以内の程度の汚染が広がっていることを理解した。もっと高濃度であると想定していたが、そうではないということで安心した。ただ、基準適合としている場所にも汚染が広がらないように、適切に対応してもらいたい。 このような回答で良いと思う。</p>			指摘事項 答申 (個別(2))
<p>水質の測定項目としてはCODや有害物質の項目については測定されないという説明だったが、状況によってはそれらの項目の水質の測定も必要であるか検討してほしい。</p> <p>測定されたところが第二溶出量基準に適合、みなして第二溶出量基準不適合となっているというくらいであれば、恐らく基準値の十倍以内くらいということで、多少土が水に落ちててもそれほど高濃度にならないと思うので、大丈夫なのかなと感じた。 一応どのくらいの濃度かを御確認いただき、特に土を触れられるところについては、非常に高濃度のところがなければ、周囲にあまり広がらないようにしてもらえれば良いと思うが、高濃度でないことをよく確認した上で、施工してもらえればと思う。</p>	R7⑥ 口頭	<p>海域も含めて拡散のおそれに留意するようにとの意見だったと思うが、陸域の中での掘削で、出たものが仮に汚染土砂だった場合、その取扱いも土壌汚染対策法に基づいて適切な施工法を設定、管理した上で拡散防止に努めて工事を施工したいと考えている。</p>	確認事項

審査経過等整理票

〔(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書〕

令和8年度第1回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> 浚渫工事に伴い、動物・植物・生態系の海域に生息する動物を調査等の項目に工事中のみを選定しているが、「地形改変および施設の存在」のところは、考慮しなくてよいか確認したい。 	R7⑥ 口頭	<ul style="list-style-type: none"> 発電所の運転開始以降は海上での作業、海上からの資機材輸送は基本的でない想定でいる。 工事中、浚渫の可能性があるため評価項目に選定している。 	確認事項